

経専調理製菓専門学校 成績評価及び GPA 制度に係る取組みの概要

○成績評価については学則第 9 条に定めている

学則第 9 条

第 9 条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。但し、出席時数が授業時数の 80% に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

2. 試験は 100 点を満点とし 60 点以上をもって合格点とする。

○成績評価の細則については試験規定に定めている

各学年、前期・後期の 2 回定期試験を行い、定期試験を受けるための条件として各教科の出席率が 80%以上の者が受けられる。

また、教科の合格点は 60 点以上とし、60~69 点を可、70~84 点を良、85 点以上を優として、出席の条件と試験の合格を持って卒業進級の認定を行っている。学生への開示については「学生便覧」を配布の上、年度初めに説明会を実施し、且つ、各教科の授業初回にシラバスを基に試験についての説明を行っている。

○GPA 制度については以下の規定に定める

各教科の成績を点数化（優=5・良=3・可=1・不可=0）し、点数の合計を受講科目数で割り、1 科目当たりの平均値を算出し、それを基に学科毎に GPA を作成し、習熟度合を測定する指標とする。

下位 1/4 を明示できる方法については 2020 年度より採用することとしている。また学生への周知に関して、2019 年度は学生便覧に明記していないが 2020 年度は学生便覧に明記し、方法を公表することとしている。